

令和7年12月15日

報道機関各位

## 軽自動車税車検実施可否確認システムの導入について

財政部収納課

次のとおり、軽自動車税車検実施可否確認システムを導入します。軽自動車では、県内市町村で初めての運用です。

### 1 内容

軽自動車検査協会、運輸支局等で軽自動車税(種別割)の納付情報をオンラインで確認できるため、軽自動車と二輪の小型自動車の継続検査(車検)時に、軽自動車税(種別割)の納税証明書の提示が原則不要となっています。本市としても、納税者や車検代行業者が、納税証明書がなくても車検が受けられるかどうかをオンラインで簡便に確認できるようにするため、本システムを導入します。

なお、本システム導入に伴い、口座振替対象者等に対して毎年6月に郵送していた、納税証明書(はがき)の送付は終了します。

### 2 開始日

令和8年1月5日(月)

問い合わせ先 収納課 阿久津 TEL0270-27-2722

(内線2208)